

平成28年度 第1回 文化財保護審議会（議事録）

開催日時 平成28年9月5日（月）
午後3時30分～午後4時30分
会 場 長野県庁 教育委員会室

1 開会

○小池課長補佐兼文化財係長

ただいまから平成28年度第1回文化財保護審議会を開催させていただきます。

2 高橋課長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

最初に長野県教育委員会事務局文化財・生涯学習課長の高橋功よりご挨拶を申し上げます。

○高橋課長

審議会の開会にあたりまして一言ご挨拶申し上げます、本来であれば長野県教育委員会を代表する教育長の原山隆一が冒頭から出席するよう調整しましたが、なかなか日程が折り合わず本日の会議の後半から参加させていただきます。

委員の皆様方には本審議会の前段階ということで午前中から各部会の審議、部会の全体会の審議ということで長時間のご議論ありがとうございます。先程の部会の全体会の中でもこれまでの私ども文化財行政のあり方に対して色々ご意見をいただきまして、十分心に刻んで対応していかなければいけないと深く思った次第であります。特に文化財行政については、ここ10年のスパンで見るとかなり冬の時代の10年を過ごしてきた、ようやく県の行政全体の中でももっときちんと大切にしていかななくてはならないという認識が深まってきたのかな、という時期に当たっております。文化財の補助金の額が多ければいいといったものではないのですが、補助金の額で申しますと平成10年代には1億円くらいあったものが10年くらい前には3千万代くらいまで減らされた時代がありました。それがここ5年の中で4千万が6千万になり8千万になり、という形で対応させていただいているところでもあります。また、先程文化財行政を担当する職員の人事ですとか体制のあり方等のご指摘もいただきましたけれども、もっとベーシックなところの課題で文化財の専門の職員の採用が25年間行われていなかったといった事実が一方にありました。この

春、ようやく25年ぶりに2名の職員を採用できたところではありますが、そういった中で先程指摘のありました民俗の専門職員といったことも踏まえ、専門性が高い分野をどうやって担当していくかということで、内部的に議論をしてきたところでございます。先生方の指摘も踏まえながら、より充実した文化財行政ができるように、より邁進していきたいということで引き続きご助言・ご協力いただければと思います。

最後に前回の審議会以降の文化財関係の答申関係を申し上げますと、この4月に平成28年度の日本遺産の認定という中で、今年は長野県では「木曾路は全て山の中、山を守り、山に生きる」ということで、中山道のうちの木曾路の部分のストーリー、木曾の木の文化が生まれ育ったのは尾張藩の厳しい木材の禁伐政策が、逆にああいった文化を育んだというストーリーで認定をいただくことができました。

また、6月17日に開催された国の文化審議会におきましては飯田市の飯田古墳群を国の史跡に、須坂市の米子瀑布群を国の名勝に新規に指定するという答申をいただいたところでございます。ご承知のように米子瀑布群は「真田丸」のオープニング映像で話題を呼びまして、コンピュータグラフィックで沼田城があり、滝の上に城があるのですか、という問い合わせが非常に増えたという新聞報道がありましたが、そういった事がなくても地元の須坂市は非常に大切な資産だということで今回の指定は大変に喜んでおりまして、滝という自然環境だけではなく、その背景にある文化的な宗教の信仰地であったというところもきちんとPRしていきたいということで取り組んでいるところでございます。登録有形文化財につきましては資料の5ページに記載されておりますように西駒山荘の石室と軽井沢の山崎家及び臼井家別荘積水ハウスA型が登録となったほか、7月の文化審議会では飯田市の柳田國男記念館や中野市の旧山崎家住宅の答申をいただいたところでございます。県教育委員会としましても皆様方のご議論を踏まえ県宝あるいは県指定の記念物等の指定手続きをきちんとしていきたいと思っております。引き続きご指導の程、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございます。

3 井原会長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

続きまして長野県文化財保護審議会 井原今朝男会長からご挨拶をお願いいたします。

○井原会長

私の方からは先程ご挨拶させていただきましたので省略させていただきます。あと残り諮問案件1件と、答申案件3件ですので、お疲れでは

ございますが、もうひと頑張りしていただきたいと思います。それから
所用で委員が途中退席される方もございますがよろしくお願ひします。
では審議の方お願ひします。

○小池課長補佐兼文化財係長
ありがとうございました。

4 会議について

○小池課長補佐兼文化財係長

最初に資料の訂正がございますので申し上げさせていただきます。ま
ず資料の5ページですが平成28年度の国・県指定文化財の中で登録有形
文化財2点が登録になってございますが、登録の日付が平成27年8月4
日となっておりますが、これは誤りで平成28年8月1日でございますの
で、訂正をお願いいたします。それからもう1点、答申予定文化財の資
料11ページでございますが、「信濃町の野鍛冶住宅（旧中村家）及び野鍛
冶資料」の文化財調査票になりますが、5番の「所有者の住所及び氏名」
のところが「野鍛冶住宅 長野市大字高田513番地3 中村公知」となっ
ておりますが「513番地」のところが「515番地」です。最後の桁は3
ではなく5の誤りですので訂正をさせていただきます。それから、委員
のお手元にお配りしてありますのは、諮問予定物件の木造地藏菩薩立像
に関する補足が付け足しになっている資料でございます。それでは議事
に移らせていただきます。会議の議長につきましては会長が議長となる
旨が長野県文化財保護条例第42条第1項に規定されておりますので井原
会長をお願いいたします。

○井原会長

はい、それでは私が議長を務めさせていただきます。議事が円滑に進
むよう皆様のご協力をお願いします。初めに本日の議事録署名人を指名
いたします。大窪久美子委員、吉田ゆり子委員をお願いいたします。で
は次に、審議会の傍聴者による会議の撮影・録音につきまして事前に皆
様にお諮りした上で認めてきたところでございます。本日もこれを許可
したいと思います。ご異議ございませんか。

○委員一同
【異議なし】

○井原会長

ありがとうございます。では、傍聴者による会議の撮影及び録音につ
いて、これを許可いたします。

5 答申文化財の審議

○井原会長

それでは前回までに本審議会に諮問された案件について審議したいと思えます。お手元の議事の資料をお願いします。「信濃町の野鍛冶住宅(旧中村家)及び野鍛冶資料」についてご審議をお願いします。この案件につきましては担当の松崎委員からご説明の方をお願いいたします。

○松崎委員

ご報告いたします。1種別：有形民俗文化財、2名称：信濃町の野鍛冶住宅(旧中村家)及び野鍛冶資料、これは住宅と資料がセットになっているというのが特徴でございます。3員数：1棟733件、4及び5の所在、所有者等につきましては、それぞれの所有者、所在地を記しています。

6 概要と特色：(1) 信濃町における鍛冶の歴史的概要。信濃町は信州鎌の産地としてよく知られているが、鍛冶の技術は戦国時代に川中島の合戦で従軍した上杉方の刀鍛冶によってもたらされたものと伝承されている。しかしながら、今のところそれを裏付ける史料は確認できていない。ちなみに今日信州鎌の元祖と言われているのは柏原の久保仙右衛門と古間の荒井津右衛門の2人である。ただし柏原で鍛冶を始めたと言われているのは仙右衛門の父親の仙蔵であり、寛政10年のことである。仙蔵は農具拵えから修理までをこなす、いわゆる野鍛冶にほかならなかった。仙右衛門は文化9年頃に仙蔵の婿養子となった人物で、野鍛冶からやがて草薙鎌の製造に専念するようになり、改良を加えて芝付を考案したとされている。一方、ほぼ仙右衛門と同時期に活動したとされているのが古間の津右衛門であり、それまで両刃であった鎌を薄い片刃に改良した人物として知られている。近世後期から近代初頭にかけての信州鎌の草創期は、入会地関係等地域の農民の求めに応じた鎌の生産であり、それが逐次北国街道を通る旅人や善光寺参詣者によって他地域に広がり、全国的に知られるようになったのは信越線が開通した明治中期以降である。ちなみに信越線は明治21年に長野(軽井沢)まで開通されている。明治中期から大正期が信州鎌の発展期とされ、この時期にはさまざまな技術改良がなされるとともに、舶来の延鉄鋼が用いられるほか、燃料も木炭からコークスへと変化をとげた。さらに大正10年のベルト式ハンマーの導入を経て、昭和10年にはスプリングハンマーが用いられるようになり、動力式廻転砥が利用され始めた。第二次世界大戦後は産業構造や生活様式の変化等により、衰退傾向は否めない。昭和31年に信濃町が成立し、信濃町鎌協同組合が結成され、昭和57年には信州打刃物として、旧通産省の伝統工芸品に指定されたが、信州鎌(信州打刃物)を取り巻く環境は厳しい。

(2) 野鍛冶住宅(旧中村家)の概要と特色。信州鎌は野鍛冶から出発し、創意工夫を重ね、また販売方法も個人的行商から仲買人制度、そして問屋制へと発展し、販路を拡大しながら特産地化がなされた。一方では、地元を中心とした生活者に対応する野鍛冶も必要であり、平成5年まで存続したのが柏原の中村家である。中村家の鍛冶に関しては、中村公知氏の曾祖父治平氏が明治38年に旧信濃尻村熊坂の鍛冶屋高橋家から中村家へ婿入りし、この地に移り住んで農業の傍ら野鍛冶に携わるようになったのが始まりとされており、明治38年から明治41年までの間に創業したことになる。旧中村家住宅の建築年代は、弘化4年の善光寺地震以降、遅くとも治平氏が野鍛冶を営む明治41年以前と推定されており、木造でその規模は梁間三間半、桁行は六間半であり、屋根は寄棟造りの茅葺屋根となっている。母屋は床上部分と土間部分から成り、床上部分はチャノマ、ザシキ、オカッテ、ネマの四間取りで、家族の日常生活の場であるとともに、養蚕を行う場でもあった。なお現状は、ネマの部分がモノオキに改造され、屋敷地側に張り出ている。土間部分は鍛冶場で、厩を改造したものである。親方の座るヨコザやフイゴ、ホド、貯炭場・水盤など鍛冶に必要なもののほとんどが現存する。鍛冶職の神、金山様を祀った信仰の痕跡もうかがえ、信濃町の鍛冶場の特色をよく残している。

(3) 野鍛冶用具の概要と特色。野鍛冶は、中村家以外にも存在していた模様であるが、周囲が鎌鍛冶となっていく中で中村家は鞍替えすることなく野鍛冶を貫き通した。また、広く動力ハンマーが導入されていたにもかかわらず、手鎚を使いこなしながら指示を出す親方と向鎚となって親方の指示通りに成形していく何人かの先手という、2人以上の人員で構成される昔ながらの手法を取り続けた。また周囲がコークスを用いるようになっても、松や樺、棒材等から作った木炭にこだわり続けた。このように中村家では、明治後期以降伝統的な手法に基づきながら、生活者の需要に応じて包丁や農具の製作を手がけるほか、鋏の先がけも行うなど何でもこなした。そのため旧中村家所蔵の野鍛冶資料は多岐に及んでいるというのが特色で、その数も733点と豊富である。下にAからLとあるが一応12分類とした。鍛冶用具、見本あるいは型、未完成、製品、その他信仰関係等733点に及んでいる。

7 指定基準:(1)長野県宝等の指定に関する基準。第3長野県有形民俗文化財の指定基準①と②が該当する。(2)指定理由。全国に名を馳せた信州鎌は、信濃町の柏原や古間で生産されてきたが、以前の人力による野鍛冶職人及びその仕事場はほとんどなくなってしまった。そうした中、信濃町柏原の中村家は、先々代で野鍛冶をやめてしまったものの、現存する茅葺寄棟造りの民家内部の土間に野鍛冶作業場が残っており、しかも民家の内部のみならず外観に至るまで、建設当時の面影を今に伝

えている。また野鍛冶用具も多数保存されており、製作に必要な道具がほぼ揃っている。このように、旧中村家住宅及び野鍛冶資料は、近代設備導入以前の鍛冶のありようを知る上で非常に高い史料性を有している。また、建造物と生業との関係をうかがい知る上でも貴重この上ない。

8 保存及び活用：旧中村家住宅は、平成19年1月に信濃町の有形文化財に指定されて以降、差し茅葺きによる屋根の修繕がなされ、一般公開されている。また野鍛冶資料については、資料整理とクリーニングがなされ、信濃町が管理しているものの多くは鉄製品であり、いずれ防錆処置が必要となろう。

9：調査日及び調査者氏名は、記載のとおり。10：参考文献も記載のとおりです。以上です。

○井原会長

ありがとうございました。では、ただいまの説明に質疑がございましたら発言をお願いします。これは建築の方との兼ね合いも懸案となっていたものですが、建築の方で補足説明はございますか。

○土本委員

民俗も含めて大きな形で文化財に認めていただける方向をつけていただき、建築の方から感謝申し上げます。

○井原会長

ありがとうございました。今ご説明いただきましたように14ページの上のところがございますように建造物と生業との関係をうかがい知る上での物件ということで新しい形の民俗文化財の指定になった訳で、今後ともこういう事例がおそらくこれからいくつか増えていかざるを得ないと思いますが、そういう良い前例が出来たと思います。質疑の方よろしいでしょうか。では、長野県有形民俗文化財に指定する事が適当である旨答申したいと思います。これにご異議ございませんか。

○委員一同

【異議なし】

○井原会長

はい、ありがとうございます。それでは長野県有形民俗文化財に指定することが適当である旨、答申する事に決定いたします、ありがとうございました。

では、事務局の方から答申案を配布して下さい。答申案について何かご意見ございますでしょうか、異議なしでよろしいでしょうか。

○委員一同
【異議なし】

○井原会長

はい、では本案を答申案として決定いたします。答申は後程、教育長が来てから行います。では以上答申の方はこれで終わります。

6 諮問文化財の審議

○井原会長

次に新たな諮問物件につきまして諮問を受けたいと思います。

○高橋課長

【諮問書手交】

長野県宝及び長野県天然記念物の指定について諮問、下記の文化財を長野県宝及び長野県天然記念物に指定したいので、文化財保護条例第4条第3項及び第30条第2項の規定により貴審議会の意見を求めます。1 長野県宝に指定する文化財：木造菩薩立像1軀、長野市篠ノ井の長谷寺所有の物でございます。銅像阿弥陀如来及び両脇侍像3軀、上田市の願行寺所有の物でございます。2 長野県天然記念物に指定する文化財：東御市羽毛山・加沢産アケボノゾウ化石群3個体、化石数80点になります。所有者は東御市になります。以上でございます。

《高橋課長から井原会長に諮問書の手交》

○井原会長

では、お手元に資料が配られたと思います。事務局の方から説明をお願いします。

○高橋文化財・生涯学習課長

それでは諮問書について説明申し上げます。内容につきましては今、読み上げたとおり県宝指定2件、天然記念物1点になります。各案件につきましてそれぞれの担当の方からご説明申し上げます。

○白鳥主任指導主事

それではまず、「木造地藏菩薩立像」についてご説明申し上げます。審議会資料の41ページ以降でございますけれども補足といたしまして別紙で1枚お配りしてあるものをご覧下さい。下線部分が補足部分でございます。

ます。また43ページに当該物件の写真、44ページに当該物件が所在する長谷寺の地図がありますのであわせてご参照ください。別紙の概況と特色でございますけれども、本尊は長野市篠ノ井塩崎にある長谷寺の書院に安置される地蔵菩薩立像で木造割矧造、像高79.5cmの仏像でございます。元は千曲市長福寺の本尊であったものが昭和37年に長谷寺に移されておりますが、長福寺本尊の伝来については史料に乏しく、はっきりしていません。內衣、覆肩衣、吊袈裟などを着けている形姿は国の重要文化財として指定されている快慶作の奈良県の東大寺地蔵菩薩立像に、さらに鑲を用いる点は神奈川県満願寺地蔵菩薩立像（慶派、13世紀初め、重文）などに見られます。本像の工夫された現実感ある衣文の表現や形姿の完成度から、湛慶らに連なる慶派の中心的な仏師により、13世紀前半に造られた像とみられます。諮問理由でございますが、本像は13世紀前半に遡る慶派仏師による優作であり以後、同形式が流派を超えて用いられ、さらに多様化してゆく過程における一典型作品と位置づけられます。運慶・快慶の作を踏まえながら、静かで穏やかな作風は運慶次世代の新傾向の一つでもあり、高い作行きを示す作例として注目されます。また当地域の仏像受容の傾向や信仰史を示す資料としても重要であり、こうした点で、文化財として貴重でございます。

続きまして「銅造阿弥陀如来及び両脇侍像」をご説明申し上げます。資料の45ページをご覧ください。また47ページに当該物件の写真、48ページに当該物件が所在する願行寺の地図がありますのであわせてご参照ください。45ページの概要と特色でございますが、本尊は上田市中央2丁目の願行寺の秘仏本尊の阿弥陀三尊像で銅造、像高は、中尊47.5cm、左脇侍33.2cm、右脇侍32.2cmの仏像であります。制作時期は、13世紀末の鎌倉時代となりますが、1541年のお寺の火災で史料類は失われており、その伝来ははっきりわかっておりません。中尊が衲衣を通肩に着け、左手を刀印、右手を施無畏印に結び、両脇侍菩薩が胸の前で両掌を重ね合わせ梵篋印を結ぶなどの特徴を有する、いわゆる善光寺式と言われる阿弥陀三尊像です。髪際の特徴や衲衣の襞形式は広島県安国寺の木造阿弥陀三尊中尊像や埼玉県光明寺の銅造阿弥陀如来立像、滋賀県安養寺の阿弥陀如来立像などに通じております。善光寺式阿弥陀三尊像の県下の指定例は重要文化財として指定されている長野市の善光寺前立本尊をはじめ数例しかございません。46ページの諮問理由でございますが、本物件は県下の善光寺式阿弥陀三尊像中でも鑄肌が良好で、13世紀に遡る作とみられ、脇侍の梵篋印の重ね合わせ方や、四面形宝冠などは全国的にも稀な例となっており、善光寺式の造像状況の解明に資するものであります。善光寺信仰の中心地である長野県下の阿弥陀三尊像として、その水準を明らかにする貴重な作例であり、こうした点から文化財として貴重でございます。以上でございます。

○上田主任指導主事

続きまして長野県天然記念物の指定を諮問する「東御市羽毛山・加沢産アケボノゾウ化石群」をご説明申し上げます。資料の49ページをご覧ください。また51ページ、52ページに化石群の写真、53ページは個体ごとに産出した部位を黒塗りで示した図、そして54ページに化石群産出地と、現在の所在地の東御市北御牧郷土資料館の地図がありますのであわせてご参照ください。はじめに49ページの概況と特色の説明をさせていただきますが、その前に1点だけ修正をお願いしたいのですが、49ページの下から10行目になります、「またこれまで日本では産出報告がない」云々とありますが、この部分を「また同一個体に由来すると考えられる幼体の複数の化石は、これまで日本では産出報告がない」というふうに変更していただきたいと思います。説明に入ります。アケボノゾウは、200万年前から100万年前に生息していました比較的小型のゾウであり、日本の各地でその化石が発見されてはいますが当該物件のように、ほぼ全身骨格がそろった標本は全国的に見ると9個体ということになります。そのうち3個体が東御市から産出された個体ということになります。また52ページの写真にあります5号個体、これは幼体の化石であります。先程文章の方も訂正させていただきましたけれども、このような幼体の化石が数点産出されている例は、全国でもないということでもあります。平成5年以降10回にわたる発掘調査により多くの化石が発見され、収集整理された化石は第1個体33点、第2個体32点、第5個体15点となっております。東御市の北御牧郷土資料館で保管され写真にあるような切歯、臼歯の良品が、そこでは展示されています。東御市羽毛山と加沢の千曲川河床からは、これら3個体の化石が近接した位置から発見されており、アケボノゾウ一群の集団に由来する化石である可能性が高く、こうした産出例も日本では報告されておられません。ここ東御市のみということになります。50ページの諮問理由でございますけれども、アケボノゾウの幼体を含む全身骨格の標本の産出例は唯一であり、また標本の豊富さと保存の良さとともに、成長過程を追跡できるゾウの集団としての特徴を残す化石群であり、極めて学術的価値の高い資料群であり文化財として貴重でございます。説明は以上でございます。

○井原会長

ありがとうございました。では諮問案件についての説明の質疑を1件ずつお願い致します。木造地藏菩薩立像の件につきましてご質問ある方はお願いします。

○熊田委員

文言の訂正に加えまして、先程の部会でも申し上げましたけれども、若干訂正していただきたいところがございます、「概況と特色」の上から5行目「近在の他寺から長福寺へ」の「近在の」を消していただきまして、近在のという意見と富山から来たという意見と、結局、いつどこから入ったというものがはっきりしていませんので色々な意見がございます。遠い越中からという説もございますので、「近在の」を消していただけたらと思います。それから「諮問理由」の下から3行目「鎌倉幕府北条時宗家や小笠原氏等」というところ、小笠原氏等にしてしまうと、他にも小笠原氏ではなく諏訪氏や海野氏、中野氏というところもありますので、ちょっと保留とさせていただきます「御家人勢力の配下に長くあった」とし、後程さらに検討してから答申にかけたいと思います。その下から2行目の「仏像需要の傾向や信仰史を示す資料」、この「示す」とまではちょっと伝来等が不明ですので、ちょっと言い過ぎたと思いますので、「仏像需要の傾向や信仰史を考える上でも重要な資料であり」と、直させていただきます。いずれにせよ慶派の13世紀前半に遡る大変正統的な作品、優れた作品になります、ぜひ答申に向けて調査を続けたいと思います。

○井原会長

ありがとうございます。では続きまして「銅造阿弥陀如来及び両脇侍像」の提案説明につきましてご質問ございましたら質疑をお願いいたします。

○熊田委員

やはり文言の訂正をさせていただきます。45ページの2段落目5行目にある「町田安養寺阿弥陀如来立像」を「阿弥陀如来及び両脇侍像」と指定名称で書いていただきます。そして「重要文化財」これは消していただきます。未指定でございますので消していただきます、それから次の段落、「善光寺式阿弥陀三尊は山梨甲府市・善光寺式」と、ここに「式」が出てきますけれども「式」は取っていただいて、「善光寺阿弥陀三尊」というふうにしていただきます。それからその下、その段落の5行目ですが、「佐久市安養寺木造阿弥陀如来及び両脇侍像、県宝鎌倉前半」、これは全部削除いたします。善光寺式阿弥陀三尊ではございません。それと「信仰の受容を示す」以下の「を示す善光寺式阿弥陀三尊像の」を削除していただき、「信仰の受容・造像状況と水準を明らかにする上で本尊の歴史的意義は大きい」とさせていただきます。この像は早く、昭和43年には上田市の指定になっておりまして、非常に出来栄え鑄造も優れたお像でありますけれども、なぜか長野県下の善光寺式阿弥陀三尊の指定

は少ない状況にございまして、鎌倉に属する作品からぜひ指定を進めていきたいと思っております。よろしく申し上げます。

○井原会長

他にございますか。では、私の方から質問をお願いします。これは県立歴史館が開館した時の善光寺式阿弥陀如来三尊像で展示されていたものなのですが、「銅造阿弥陀如来及び両脇侍」という名称もございしますが、全国的には清涼寺式釈迦像と並んで善光寺式阿弥陀如来三尊像の方が全国の一覧表も出来ておりますので、名称を善光寺式にしない理由というのは何かあるのでしょうか。

○熊田委員

国指定は特に善光寺式というふうに名称で書いていませんので。

○井原会長

これは国指定ではないのですが。

○熊田委員

国にならってこのように書かせていただいたのですけれど、どこかで明記した方が他の阿弥陀三尊像と紛らわしくなくなりますので、善光寺式と入れることにおいては確かめられるものに関しては入れた方がいいかと私も思います。

○井原会長

はい、また部会の方でぜひよろしくお願いたします。他にございますか。では続きまして「東御市羽毛山・加沢産アケボノゾウ化石群」につきましての質問をお願いします。

○小野委員

53ページのところに三体ありまして、第1個体と第2個体が成獣で第5個体が幼獣ということなのですが、ちょっとよくわからないのは今の研究でどなたか教えていただきたいのですが、第1個体と第2個体の場合には臼歯、歯が残っているのでそれで成獣と判断しているのでしょうかけれども、これは歯のラメからだいたい何歳くらいかとわかっているのかわかっていないのかがひとつ、それから図を見ますと成体も幼体も復元時は同じスケールで描いてあるのでよくわからないのですが、大腿骨とかも残っているので幼体であって長さがちゃんとわかっているのならばスケールを小さく描いた方がいいのではないかと思います。

○山田委員

まず1つ目の年齢の事なのですけれども、おそらく歯とそれから骨格の大きさを成体であるということは判別出来ているのですけれども、先程ご指摘のあったような何歳かというところまではおそらく決めかねている状況だと思われまます。53ページの図につきましてはご指摘のとおり一番下の個体は本来なら幼体ですので上の2つよりも、もっと小さいスケールで描かれているはずなのですけれども、この図は東御市の教育委員会が作成したものですので、ちょっとそのまま載せさせていただいた経緯があります。けれども本来であれば大きさとしてはもっと小さなものになります。それで歯自体は、臼歯は実は欠けた一部しか残っていないので全体の臼歯そのものが完全に残っているわけではないのですが骨の部位の大きさを成体の物と比較しまして明らかに全体的に小さなものであるということから幼体と判断しております。

○小野委員

スケールを承知で下の方はスキャンかけた訳ですね。

○山田委員

そうですね、答申の際にはそのあたりも訂正したいと思います。

○井原会長

ありがとうございます。では後は部会の方でまたお願いいたします。

○山田委員

諮問の中の長野県天然記念物に指定する文化財の名称のところ「アケボノウゾウ」となっていてゾウの前にウが入っておりますので、そのウをちょっと訂正して取っていただければと思います、よろしくお願ひします。

○井原会長

よろしいでしょうか、はい、では以上で質疑終わらせていただきます。

8 その他

○井原会長

では次にその他といたしまして、委員各位から何かございますでしょうか、よろしいですか。なければ事務局の方から何かその他ございますか。

○小池課長補佐兼文化財係長

1点資料の訂正を、委員からご指摘がございましたのでお願いいたします。資料13ページになりますが、答申案件ということで決定いただきました信濃町の野鍛冶住宅、野鍛冶資料の調査票の一部ですが、13ページの「7指定基準(1)の②」のところが「農具、養蚕具、林産用具、畜産具、漁猟具、工匠具用具」となっておりますが、工匠具用具の「具」が余計で工匠用具となります。工匠具の「具」を削除でお願いいたします。以上でございます。

○井原会長

ありがとうございます。他によろしいですか。では、以上で本日の議事はすべて終了いたしました。委員の皆様のご協力に対して感謝申し上げます、ありがとうございます。事務局にお返しします。

9 答 申

○小池課長補佐兼文化財係長

それではここで井原会長から答申書の交付をお願いいたします。

○井原会長

【答申書手交】

長野県有形民俗文化財の指定について答申。平成28年2月16日付けで諮問がありましたことについて下記のとおり長野県有形民俗文化財に指定することが適当である旨、答申します。名称「信濃町の野鍛冶住宅及び野鍛冶資料」以下略。

《井原会長から原山教育長に答申書の手交》

10 教育長あいさつ

○小池課長補佐兼文化財係長

長野県教育委員会、原山隆一教育長からご挨拶を申し上げます。

○原山教育長

只今、答申をいただきました。私どもといたしましては今回の案件につきまして速やかに指定の手続きを進め、今後県指定文化財として大切に保存されるよう努めてまいりたいと考えているところです。委員の皆様方にはご多忙の中、日頃から指定候補物件の調査等に多大なご尽力をいただいておりますこと、そしてまた本日長時間に渡りまして熱心なご審議をしていただいたことに対しまして心から御礼を申し上げます。最

近は観光という観点で文化財の活用ということがよく言われております。国におきましても、この3月にビジョンを策定している中で文化財を観光の拠点として活用していこうという動きが出ておりますし、またこの4月には木曾路が日本遺産として県内で初めて認定され、県としても、こういった文化財の活用を通して観光振興を進めていくのが大きなテーマとなっているところでございます。そんな点でも委員の皆様のご指導をお願い申し上げます。それから今期で井原会長、中村委員、笹澤委員の御三方がご退任されるということで、井原会長につきましては6期12年という長きに渡り、特に平成24年以降は会長としてこの審議会を牽引していただきました。また中村委員は5期10年、笹澤委員は4年ということで本県の文化財行政に多大な貢献をいただきました。改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。結びに本日の長時間の審議に対しまして御礼申し上げますとともに益々の委員の皆様のご活躍ご健勝を祈念申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

11 閉会

○小池課長補佐兼文化財係長

長時間にわたる慎重なご審議ありがとうございました。以上を持ちまして平成28年度第1回長野県文化財保護審議会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成28年9月5日

議事録署名委員 大 窪 久美子

議事録署名委員 吉 田 ゆり子